

## 「第 4 次宇都宮市障がい者福祉プラン」の取組状況について

### ◎ 趣旨

「第 4 次宇都宮市障がい者福祉プラン」(H26～H29) の進捗状況について協議するもの

### 1 「第 4 次宇都宮市障がい者福祉プラン」について

#### (1) 策定の目的

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める市町村障害者計画として、障がい者やその家族のニーズの多様化や法制度の変化に的確に対応し、障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進するため、平成 26 年 3 月に策定した。

#### (2) 計画の構成・・・**参考 1 計画の概要**

##### ①基本理念

第 4 次プランの目指す社会像として、「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと安心して暮らせる 共生社会の実現」を基本理念として設定

##### ②基本目標

3 つの基本目標とその達成度を評価するための成果指標を設定

※成果指標の達成度は、次回の計画改定時(平成 29 年度)にアンケート調査により実施

##### ③基本施策

基本目標の達成に向け、基本施策ごとに「施策指標」を設定

※施策指標の達成度は、次回の計画改定時(平成 29 年度)にアンケート調査により実施

##### ④取組

基本目標を達成するための具体的な活動を計画に位置付け、所管課が主体的に進行管理を行う。(全 76 取組)

特に、基本目標の達成に向け効果的な 16 取組を「主要取組」に位置づけ、活動目標を設定し、毎年進行管理を行う。

### 2 主要取組の評価について

#### (1) 評価の考え方

- 平成 28 年度の取組のうち、活動目標の目標値を設定している取組については、平成 28 年度の年次目標値から評価を行うとともに、活動目標を設定していない取組については、平成 28 年度内の取組内容から進捗状況の評価を行う。

区分	H28 取組の評価
活動目標の達成率 90%以上 または 取組内容を <u>実施</u>	<b>A 順調</b>
活動目標の達成率 65%以上 90%未満 または 取組内容を <u>一部実施・検討</u>	<b>B 概ね順調</b>
活動目標の達成率 65%未満 または 取組内容に <u>未着手</u>	<b>C やや遅れている</b>

※活動目標達成率の評価基準は、本市の行政評価を参考

(2) 主要16取組の評価及び進捗確認・・・別紙1参照

【平成28年度の取組内容に対する評価】

区分	H28の取組内容に対する評価
A 順調	12取組(75.0%)
B 概ね順調	3取組(18.8%)
C やや遅れている	1取組(6.2%)

① 全体評価

- 平成28年度の年次目標に対する評価では、「A 順調」の取組が75.0%、「B 概ね順調」の取組が18.8%であり、全体の9割以上が予定どおり順調に取り組まれている。
- 年次目標に到達しない取組については、目標値の達成に向け、積極的に取組を推進する必要がある。また、引き続き検討を進めている取組については、関係団体等との意見交換や関係機関等との連携強化を図りながら、着実に検討を進めていく。
- 平成29年度においては、現行プランの計画期間が終了することから、これまでの評価を踏まえ、本市の特性及び現状・課題の整理等を行ったうえで「(仮称)第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」を策定予定。

(3) 各基本目標における平成28年度の取組状況及び評価

【基本目標1 生涯にわたり地域で安心して暮らせる環境づくり】

ア 評価

主要取組	計画期間中の取組	評価
・地域における相談支援体制の充実	「基幹相談支援センター」の設置をはじめとする相談体制の充実	A
・成年後見制度の周知・啓発の推進	制度の利用促進に向けた周知啓発、市民後見人・法人後見人の育成	A
・高齢・児童・DVなどの関係機関との連携強化	「宇都宮市虐待・DV対策連携会議」における関係機関との情報共有、会議の開催	A
・グループホームの設置促進	施設整備等の支援の充実	A
・在宅医療を含む地域療養支援体制の確保	身近な地域で適切な治療やリハビリテーションが受けられる体制の確保	A

イ 取組状況

- 「地域における相談支援体制の充実」については、H27年度に障がい福祉課内に設置した基幹相談支援センターにおいて、処遇困難ケースに関する直接支援の実施、また相談支援事業所への専門的な助言を実施した。更には、市内7か所の障がい者生活支援センターの相談支援に関する専門性の向上を図るための事例検討会を開催した。
- 社会福祉協議会が運営する「法人後見運営委員会」の委員として参加し、法人後見人の

活動を支援するとともに、障がい者団体等との意見交換会や出前講座において成年後見制度に関する理解促進を図った。

- ・ 警察や医師・弁護士等の専門家や行政機関などの関係機関で構成する「宇都宮市虐待・DV連携会議」において、虐待やDVの早期発見に向けた啓発用ポスターを作成し、行政機関等へ掲示するなど、周知啓発を行った。
- ・ 「グループホームの設置促進」については、障がい者が地域で安心して暮らせる居住の場を確保するため、施設整備等を支援した。
- ・ 「在宅医療を含む地域療養支援体制の確保」については、病院と介護従事者の連携を図るため、入院患者の円滑な在宅療養への移行に向けた退院支援ルールの本格運用を開始したほか、複数の医師が相互に協力しながら在宅医療を担う「主治医・副主治医制」の構築に向けた検討を開始した。

## ウ 今後の取組

- ・ 地域での生活への移行を促進する「地域生活支援体制」の構築に向けて、「基幹相談支援センター」において、引き続き相談支援事業者等に対する助言や処遇困難ケースへの対応等を行えるよう、平成29年度より障がい者相談支援専門指導員を配置する。また、介護者の急病や突発的な事故などが起きた場合に備えて、夜間・休日においても一時保護が可能となる緊急一時保護事業を、平成29年度より実施することで、障がい者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる体制の構築を推進していく。

## 【基本目標2 自分らしく生き生きと自立して暮らせる環境づくり】

### ア 評価

主要取組	計画期間中の取組	評価
・ 発達支援ネットワーク事業の充実	医療・保健・福祉・教育・就労の連携強化、一貫した支援の推進	A
・ 障がいのある児童生徒等への教育支援の充実	一人ひとりの教育ニーズに応じた総合的な観点からの就学先の決定、指導の実施	A
・ 障がい者職場定着支援の充実	相談やサポートなどを行う職場定着支援の充実	B
・ 工賃向上支援の充実	障がい者支援施設等製品販売所の運営、物品の優先調達の推進	A
・ ボランティア活用による社会参加活動の促進	障がい者の社会参加等を支援するボランティアの養成	C
・ 外出・移動支援の充実	外出・移動支援に関する事業の再構築	B

## イ 取組状況

- ・ 「発達支援ネットワーク事業の充実」については、「宇都宮市発達支援ネットワーク会議」においてこれまで作成した、発達障がい理解啓発紙「発達障がいを理解しよう」の「乳幼児期編」、「学齢期編」に加え、「思春期・青年期編」を作成し配布した。
- ・ 「障がいのある児童生徒等への教育支援の充実」については、教育センターの就学相談において、幼児児童生徒の状態、保護者・本人の意見、学校の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定するとともに、「市合理的配慮検討会」を開催するなどして対象児童生徒等への合理的配慮の提供について検討を行った。
- ・ 「障がい者職場定着支援の充実」については、「宇都宮市障がい者自立支援協議会就労支援部会」において、企業と就労系事業所との意見交換会を実施するとともに、ハローワークとの合同企業訪問を行うなど、福祉施設から就職した障がい者が、施設職員の定期的な訪問相談等を受けることにより、職場に定着できるよう、本市独自の「障がい者職場定着支援事業補助金」により支援した。
- ・ 「工賃向上支援の充実」については、庁舎内販売所わく・わくショップUの運営や特別販売会を複数開催することによる工賃向上の支援や、施設等製品の写真等を掲載したカタログによる庁内外における販路拡大を図るとともに、新たに、事業所に対して経営等に関する専門家（中小企業診断士）を派遣し、生産活動における経営改善を支援した。
- ・ 「ボランティア活用による社会参加活動の促進」については、ボランティアを始めるきっかけとして、気軽に参加してもらえるよう開催期間を短縮するなど、参加形式、講座内容の見直しを図り、講座参加の促進を図るとともに、講座修了者を継続したボランティア活動に繋げるため、基礎的な知識経験のある方に対象を絞った講座内容に重点を置いて事業に取り組んだ。
- ・ 本市が進めている「ネットワーク型コンパクトシティ」形成の動向を注視しながら、障がいの多様なニーズに対して適切な対応を行うため、外出・移動支援に関するあり方の検討を進めている。

## ウ 今後の取組

- ・ 障がい者の自立した生活を支援するため、今後も一般就労した障がい者の職場定着の支援や、企業と就労支援機関との意見交換などに取り組むとともに、企業に対し、障がい特性や障がい者の就労について理解促進を図る。また、就労系事業所における経営の視点などからの見直しが必要であることから、引き続き、経営改善のための支援に取り組み、さらなる工賃向上を図る。
- ・ 障がいのある子どもに対し、乳幼児期から就労期まで一貫した支援の充実を図るため、ライフステージごとに作成した発達障がい理解啓発紙を、幼稚園・保育園、学校、企業など広く市民に活用していけるよう周知・啓発を図るとともに、さらなるインクルーシブ教育の推進に向け、小中学校における合理的配慮に係る基本的な考え方をより明確にする。

### 【基本目標3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい環境づくり】

#### ア 評価

主要取組	計画期間中の取組	評価
・地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実	イベント等を通じた地域や企業に対する理解促進の推進	A
・障がいを理由とする差別解消の推進	「障害者差別解消法」に係る取組の実施	A
・小中学校における障がい者への理解促進事業の充実	出前講座の開催など理解促進事業の充実	B
・地域福祉ネットワーク形成支援	地域住民や福祉関係者の連携協力により福祉活動ができるネットワークの形成支援	A
・情報バリアフリーの普及啓発	出前講座の開催など普及啓発事業の充実	A

#### イ 取組状況

- 「地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実」については、「障がい者週間」に合わせ、JR宇都宮駅や商業施設等において街頭啓発活動やイベントを実施するとともに、地域において障がい者と交流を深めながら理解促進を図る「宇障連地域交流事業」の開催を支援した。
- 「障がいを理由とする差別解消の推進」については、市民や民間事業者に向けて、障がい者への合理的配慮の提供を促進するための動画を作成、放映するとともに、動画を収めたDVDを市立小中学校へ配布した。また、「障がいを理由とする差別について相談を受け付ける専用窓口を設置し、これまで16件の相談に対応するとともに、当事者団体や関係機関で組織する「障がい者差別解消支援地域協議会」を設置し、情報共有や再発防止策の検討を進めた。
- 「小中学校における障がいへの理解促進事業の充実」については、小学校を対象とした「盲導犬ふれあい教室」の開催や、「障がい者週間」に南図書館において小学生を対象とした手話付き絵本の読み聞かせを開催した。
- 「地域福祉ネットワーク形成支援」については、平成27年度に選定した東部ブロックの平石地区、北部・上河内・河内ブロックの河内地区に加え、南部ブロックの瑞穂野地区、東部ブロックの泉が丘地区が新たに「福祉のまちづくり計画（小地域福祉活動計画）」の策定に着手している。具体的な進捗状況としては、策定体制（委員会等）の構築、地区福祉マップの作成、福祉のまちづくり研修会、住民座談会、住民アンケート等を各地区の実情に沿って実施しており、適宜コミュニティワーカーが支援を行っている。
- 「情報バリアフリーの普及啓発」については、市の広報紙や障がい者サービスのしおりなどの点字版・音声版を作成するとともに、市のホームページを音声読み上げソフトに対応した形式に充実するなど、障がい特性に応じた情報提供を推進している。

また、障がい者差別解消に係る取組の一環として、民間事業者や地域団体等に対して出前講座等を実施し、障がい特性に応じた情報提供方法やコミュニケーションにおける配慮について理解促進を図った。

## ウ 今後の取組

- ・ 障がい者を理由とする差別解消の推進については、引き続き、市民や民間企業等に対し、広報紙やホームページでの周知や合理的配慮に係る動画を放映するとともに、市立小学校へ配布したDVD（盲導犬ユーザー出演）と盲導犬ふれあい教室の実施により理解促進を図るなど、様々な機会をとらえて周知・啓発に取り組んでいく。また、相談窓口などで得られた差別の相談事例や合理的配慮の取組事例を「障がい者差別解消支援地域協議会」における事例研究等を通じて、広く市民へ共有することで障がい者差別の解消につなげていく。